|  |  |
| --- | --- |
| 無線局免許承継申請書（届出書）令和　　年　　月　　日東海総合通信局長　殿

|  |
| --- |
| 収入印紙貼付欄 |

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）　また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。記１　申請（届出）者 |
|  | 住　所 | 都道府県－市区町村コード　〔　　　　　　　　　　　　　〕 |  |
| 〒（　　－　　） |
|  | 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |  |
| 　　 |
| 　　代理人

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 都道府県－市区町村コード　〔　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 〒（　　－　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |
| 　　 |

２　承継に係る無線局 |
|  | ①　識別信号 |  |  |
| ②　種別 |  |
| ③　免許の番号又は予備免許通知書の番号 |  |
| ④　免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称 |  |
| ⑤　免許の有効期間 |  |
| ３　電波法第５条に規定する欠格事由

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 開設しようとする無線局 | 無線局の種類（第２項各号） | □ 該当□ 該当しない |
| 相対的欠格事由 | 処分歴（第３項） | □ 有　 □ 無 |

４　各手続に係る個別事項□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名②　合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日③　合併又は分割の理由④　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続①　譲受人が事業を譲り受ける年月日②　事業の譲受けの理由③　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続①　譲受人が事業を譲り受ける年月日②　事業の譲渡し（法第20条第４項後段の場合）又は譲受け（法第20条第５項前段の場合）の理由③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り⑤　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力５　添付書類⑴　無線局免許手続規則第20条の２に関する手続□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面□相続人が２人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面⑵　無線局免許手続規則第20条の３に関する手続□合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し□株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案⑶　無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続□事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）□譲受人が法人であるときは、その定款□譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書⑷　無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続□事業の譲渡に関する契約書の写し□譲渡人が法人であるときは、その定款□譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書６　申請（届出）の内容に関する連絡先 |
|  | 所属、氏名 | フリガナ |  |
|  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |